

ご契約のしおり

目次

● 主な保険用語のご説明	2	● 保険料のお払い込みについて	17
● お願いとお知らせ	4	● 保険料のお払い込み方法（回数）	
● 申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。		● 保険料のお払い込み方法（経路）	
● 保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください。		● 保険契約者の指定口座の変更について	
● 保険証券、ご印鑑、普通保険約款は大切に保管してください。		● 保険料のお払い込みの猶予期間について	
● お申し込みを撤回することができます。		● 給付金の支払事由が発生した場合の保険料について	
● コース変更、払込方法の変更は、更新時以外にはできません。		● 給付金について	20
● ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。		● お支払いする給付金について	
● 保険料は、口座振替にてお払い込みください。		● 給付金をお支払いできないことがある主な場合	
● 1年間の保険料は、責任開始日および更新日の満年齢に応じて決まります。		● 給付金のお支払い限度額の計算方法	
● 個人情報保護方針	7	● 入院給付金のお支払い限度日数について	
● しくみと特長	11	● 給付金のご請求手続き	
● お支払いする給付金額		● 給付金の支払時期	
● 5,000円コース保険料一覧		● 給付金ご請求権の有効期間	
● 10,000円コース保険料一覧		● ご請求内容を確認させていただく場合があります。	
● ご契約に際して	14	● 代理請求について	
● お申し込みに際しては、告知義務があります。		● 被保険者が死亡した場合のご請求方法	
● 事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除することがあります。		● その他	25
● 保険契約の締結状況などにより、給付金をお支払いしないことがあります。		● 保険料控除について	
● 傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて		● セーフティネットについて	
● コース変更の際も告知が必要です。		● 保険期間と更新について	
● 会社が承諾したときに、保険契約は成立します。		● 保険契約の解約について	
● 承諾から責任開始日までの流れ		● 解約の際の未経過保険料について	
		● 管轄裁判所について	
		● 保険契約者および被保険者の住所や氏名の変更について	
		● 苦情のお申し出先および相談窓口について	
		● 指定紛争解決機関について	

主な保険用語のご説明

❖会社	「いきいき世代株式会社」のことです。
❖保険契約者	会社と保険契約を結び、保険契約上のさまざまな権利（たとえば、契約内容の変更の請求などの権利）と義務（たとえば、保険料のお払い込みなどの義務）をもつ人のことです。
❖被保険者	保障の対象となる人のことです。
❖給付金	被保険者が支払事由に該当した場合に、会社から給付金受取人にお支払いするお金のことです。
❖給付金受取人	給付金を受け取る人のことで、被保険者になります。
❖契約年齢	責任開始日における被保険者の年齢のことです。この保険契約では契約年齢は満年齢で計算します。
❖告知義務と告知義務違反	被保険者は保険契約のお申し込みや給付金額が増額するコースへの変更をする際に、現在の健康状態、過去の傷病歴など会社が書面でご質問する内容について、会社に事実をありのまま報告していただきます。これを「告知義務」といいます。会社に報告していただいた内容が事実と違っていた場合は、「告知義務違反」として、会社は保険契約を解除することがあります。
❖失効	保険料のお払い込みがない場合、保険契約の効力が失われることです。
❖猶予期間	第2回以後の保険料の払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために設けている、お払い込みを猶予する期間のことです。猶予期間内に保険料のお払い込みがないと保険契約は失効します。なお、第1回保険料については猶予期間はありません。
❖支払事由	約款 <small>やっかん</small> に定める給付金をお支払いする場合がございます。

❖責任開始日	会社が保障を開始する日のことで、契約年齢や保険期間の計算基準日になります。
❖責任開始日の応当日	責任開始日に対応する日のことで、月単位に責任開始日の応当日があります。 例：責任開始日が平成21年4月1日の保険契約の場合、月単位の責任開始日の応当日は平成21年5月1日以後の毎月1日
❖払込期月	責任開始日の応当日の属する月の1日から末日までのことです。
❖未経過保険料	保険期間の途中で保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻される保険料のことです。
❖引受け	保険契約のお申し込みをお受けすることをいいます。
❖保険期間	会社が保険契約上の責任を負う義務がある期間のことです。
❖保険期間満了日	保険期間が終了する日のことです。
❖保険証券	給付金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したもので、保険契約の成立を証明するものです。
❖保険料	保険契約者が会社にお払い込むお金のことです。
❖保険料払込期間	保険契約者が保険料をお払い込む義務がある期間のことです。
❖免責事由	約款に定める給付金をお支払いできない場合のことです。
❖普通保険約款	会社と保険契約者との間の給付金のお支払い、保険料のお払い込みなど、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

お願いとお知らせ

●申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。

- 申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入・ご捺印ください。
- 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願いいたします。（※詳細は別紙「お客様に正しく告知をしていただくために」をご確認ください。）

●保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください。

- 保険契約が成立し、初回保険料の振替を確認しますと、保険契約者に「保険証券」と「保険契約申込書・預金口座振替依頼書および健康状態の告知書」の写しをお届けいたします。
- 保険契約者および被保険者は、お申し込みの内容に相違がないか、告知された内容が間違っていないかをご確認ください。万一相違していたり、疑問な点がありましたら、すぐに会社までご連絡ください。

●保険証券、ご印鑑、普通保険約款は大切に保管してください。

- 保険契約申込書に捺印されたご印鑑や保険証券は、将来のお手続きにも必要となりますので、大切に保管してください。
- 普通保険約款には保険契約の内容が詳細に記載されていますので、よくお読みのうえ大切に保管してください。

●お申し込みを撤回することができます。

- 保険契約の内容に納得がいかない場合、保険契約の申込日から責任開始日の前日（消印有効）までに、書面（封書またはハガキ）により保険契約のお申し込みを撤回することができます。お電話や会社の募集人に口頭でお伝えいただいても、お受けすることはできません。また、ご郵送いただいた書面に不備があった場合、撤回の処理が間に合わなくなる場合があります。

【書面にご記入いただく事項】

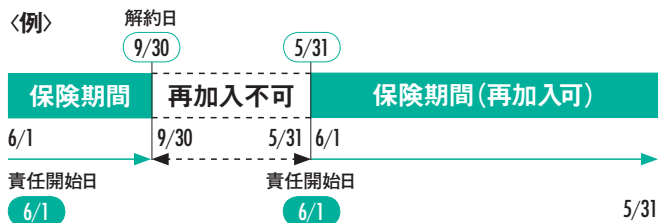
- ① 保険契約の申し込みを撤回する旨
- ② 保険契約者の署名または記名・捺印
- ③ 保険契約の申込日
- ④ 保険契約者の住所、電話番号

●コース変更、払込方法の変更は、更新時以外にはできません。

- コースの変更は、給付金額が増額する場合も減額する場合も、更新時にのみ行うことができます。
- 給付金額が増額する場合は、保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- 給付金額が減額する場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- 給付金額が増額するコースへの変更の際には、再度、健康状態の告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- 80歳以後は、給付金額が増額するコースへの変更はできません。
- 払込方法の変更（月払→年払、あるいは年払→月払）は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

●ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。

- 現在ご契約の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。
- 現在ご契約の保険期間中に、給付金の支払額が法令に定められた少額短期保険業者の支払限度額に達した場合、その契約を解約すると、解約した保険契約の保険期間が満了するまで、再度、本商品に加入することはできません。



●保険料は、口座振替にてお支払い込みください。

- 保険料は、保険契約者が指定した金融機関からの口座振替で会社にお支払い込みいただきます。契約者名義の口座をご指定ください。

●1年間の保険料は、責任開始日および更新日の満年齢に応じて決まります。

- ご加入いただく場合、保険料は、責任開始日の満年齢に応じた額となります。申込日から責任開始日までの間に年齢が変わる場合はご注意ください。
- 更新される場合の保険料は、更新日ごとに、その時点の満年齢に応じた額となります。

いきいき世代株式会社は、少額短期保険事業を行うにあたり、下記の通りに個人情報保護方針を定めるとともに、個人情報の取り扱いにつき、法令およびガイドラインを遵守し、個人情報保護施策の確実な実行および継続的な改善を行います。

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。

[取得方法の例示]

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類を通じて取得する方法
- 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- 各種お問い合わせ、ご相談に際して、迅速かつ適切な対応を行うためにお電話の内容を記録または録音する方法
- 共同利用契約に従い、いきいき(株)より取得する方法

3. 取得する個人情報の種類

ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な情報を取得しております。

4. 個人情報の利用目的

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ いきいき株式会社とのお名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等の範囲での共同利用のため
- ⑦ ①から⑥の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

5. 個人データの提供

当社はおお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ① 法令により必要とされる場合
- ② 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③ いきいき株式会社との間でサービスの共同実施、双方のご案内等必要な範囲で共同で利用する場合
- ④ 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ⑤ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

[委託業務の例示]

以下の業務等について、業務の委託を行っております。

なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客様の個人データの取り扱いについて、当社は当該委託先に対し適切な監督を行います。

- 少額短期保険にかかわる確認業務
- 情報システムの保守、運用業務
- 書類発送業務
- 印刷業務

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報(政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報)について、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用または第三者提供いたしません。

7. 個人データの共同利用

「4. 個人情報の利用目的」の①～⑤に記載する利用目的のため、いきいき株式会社との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- ① 個人データの項目:氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他の基本情報(保険契約内容、病歴等の機微情報は共同利用いたしません。)
- ② 個人データ管理責任者:いきいき世代株式会社

8. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

9. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

10. 個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、法令に基づき速やかに対応いたします。個人情報の取り扱いおよび管理ならびに当社からのDM等の送付等による商品・サービスのご案内の停止に関するお問い合わせは、下記窓口でお受けいたします。

11. お問い合わせ窓口

お客様相談窓口

Tel 0120-19-0703

<受付日時>午前10時～午後6時
(土・日・祝日・年末年始等の休日を除く)

Fax 0120-74-8165

E-mail privacy@i-sedai.com

- 1 20歳から79歳の方までお申し込みいただけます。
- 2 保険期間は1年間。1年ごとに89歳まで更新でき、90歳まで保障が続きます。
- 3 病気、ケガによる入院^{※1}を保障します。
- 4 1回の入院^{※2}について1日目から90日目まで保障します。
- 5 日帰り入院、日帰り手術も保障します。
- 6 病気、ケガによる所定の手術を保障します。
- 7 厚生労働大臣が定める先進医療を保障します。
- 8 給付金額別に、5,000円コースと10,000円コースがあります。
- 9 責任開始日以後、入院・手術・先進医療の3つの保障が同時に開始します。
- 10 傷病歴などがある方への引受対応(特別条件特則)^{※3}を行っています。

※1「入院」

- お支払いの対象となる「入院」とは、医師等による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所等に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。

[入院の定義にあてはまらない例]

- ① 自宅等での治療や通院での治療が可能であるにもかかわらず、入院しているとき
- ② 入院中に、外出や外泊を繰り返して治療に専念していないとき

※2「1回の入院」

- 同じ原因で入院を繰り返し、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内の場合には、2回以上の入院であっても1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。

※3「傷病歴などがある方への引受対応(特別条件特則)」

- 会社は、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態(給付金のお支払が発生するリスク)に応じて、お申し込みの引受対応を行っています。
- 被保険者の健康状態などによってはお申し込みをお断りすることがありますが、特定の病気またはこれと医学上重要な関係が認められる病気に対しての給付を行わない「特別条件特則」を付けてお引受けできることがあります。また、傷病によっては、本特則を付けずにお引受けできることがあります。

●お支払いする給付金額

	5,000円コース	10,000円コース
入院給付金	日額 5,000 円 × 入院日数 (1回の入院で最大 90日まで)	日額 10,000 円 × 入院日数 (1回の入院で最大 90日まで)
手術給付金	手術の種類により 5万円 10万円 20万円	手術の種類により 10万円 20万円 40万円
先進医療給付金	1 保険期間 100万円まで	1 保険期間 200万円まで

コースの変更は、更新時にのみお受けします。ただし、更新時の年齢が80歳以上の場合、給付金額が減額するコースへの変更はできますが、増額するコースへの変更はできません。

- 手術の種類は「医療保険 普通保険約款別表 2」をご確認ください。
- 先進医療給付金は、被保険者が保険期間中に受けた先進医療にかかわる技術料に応じて、「医療保険 普通保険約款別表 3」に記載している給付金額となります。また、先進医療の技術等については別添「先進医療一覧」をご確認ください。
- 少額短期保険業者が取り扱うことができる給付金には引受限度額があります。詳しくは、下記をご参照ください。

[少額短期保険業者の引受限度額]

少額短期保険業者として取り扱うことができる商品には、引受限度額があります。

- 保険業法に基づき、本商品の1被保険者にかかわる給付金の引受限度額は1保険期間80万円ですが、経過措置により2013年3月31日までに責任開始している保険契約に限り、引受限度額は240万円となります。1保険期間の給付金の支払金額の合計が限度額に達した場合、超過分はお支払いできません。
- 1保険期間の給付金の支払金額の合計が限度額に達した場合、達した日が属する月の翌月以後、満了日までの保険料はお払い込みいただく必要はありません。該当する保険期間満了後は、保険契約の更新をしていただくことができます。
- 法令の定める経過措置により、80万円を超過する金額については再保険をかけています。

●保険料一覧

責任開始日および更新日の満年齢に応じて、1年ごとに1年間の保険料が決定します。

<男性>

満年齢 (歳)	5,000円コース		10,000円コース	
	月払保険料 (円)	年払保険料 (円)	月払保険料 (円)	年払保険料 (円)
20～24	1,080	12,640	2,160	25,280
25～29	1,220	14,270	2,440	28,540
30～34	1,430	16,730	2,860	33,460
35～39	1,690	19,770	3,380	39,540
40～44	2,080	24,340	4,160	48,680
45～49	2,440	28,550	4,880	57,100
50～54	2,820	32,990	5,640	65,980
55～59	3,360	39,310	6,720	78,620
60～64	3,950	46,220	7,900	92,440
65～69	4,900	57,330	9,800	114,660
70～74	5,970	69,850	11,940	139,700
75～79	7,210	84,360	14,420	168,720
80～84	9,240	108,110	18,480	216,220
85～89	11,690	136,770	23,380	273,540

<女性>

満年齢 (歳)	5,000円コース		10,000円コース	
	月払保険料 (円)	年払保険料 (円)	月払保険料 (円)	年払保険料 (円)
20～24	1,180	13,810	2,360	27,620
25～29	1,390	16,260	2,780	32,520
30～34	1,560	18,250	3,120	36,500
35～39	1,560	18,250	3,120	36,500
40～44	1,710	20,010	3,420	40,020
45～49	2,060	24,100	4,120	48,200
50～54	2,390	27,960	4,780	55,920
55～59	2,640	30,890	5,280	61,780
60～64	3,140	36,740	6,280	73,480
65～69	3,880	45,400	7,760	90,800
70～74	4,780	55,930	9,560	111,860
75～79	5,760	67,390	11,520	134,780
80～84	7,460	87,280	14,920	174,560
85～89	9,950	116,420	19,900	232,840

※保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変化が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額を行うことがあります。

●お申し込みに際しては、告知義務があります。

- 保険は、大勢の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約をすると、保険料負担の公平性が保たれません。そのため、保険契約者や被保険者には、健康状態などについて、正確に報告していただくことが必要です。
- 保険契約のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など、会社所定の「告知書」で会社が質問する事柄について、事実をありのまま正確にお知らせください。
- 告知は、会社所定の「告知書」にご記入いただくことでお受けします。会社の募集人に口頭でお伝えいただいても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。（※詳細は別紙「お客様に正しく告知をしていただくために」をご確認ください。）

●事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除することがあります。

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（給付金額が増額となるコース変更をした場合はコース変更日、更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。
- 責任開始日やコース変更日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、保険契約を解除することがあります。
- 保険契約者、被保険者が給付金を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致したときや、給付金の請求に関して給付金受取人に詐欺行為があったときなどには、保険契約を解除することがあります。
- 保険契約を解除した際には、給付金の支払事由が発生していても、給付金をお支払いしない場合があります。
- 未経過保険料がある場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした

日を基準日として未経過保険料をお支払いします（ただし、保険契約者が故意に事故招致（未遂を含みます）したときはお支払いしません）。

●保険契約の締結状況などにより、給付金をお支払いしないことがあります。

- たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日やコース変更日からの年数を問わず、給付金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。

●傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて

- 告知の内容から、保険契約のお引受けについては、下記のいずれかの決定とさせていただきます。
 - ①無条件で保険契約をお引受けする。
 - ②特別条件特則を付けて保険契約をお引受けする。
 - ③今回の保険契約をお断りする。

●コース変更の際も告知が必要です。

- 給付金額が増額となるコース変更に際しては、再度、告知をしていただきます。告知義務違反がある場合は、保険契約を解除することがあります。

●会社が承諾したときに、保険契約は成立します。

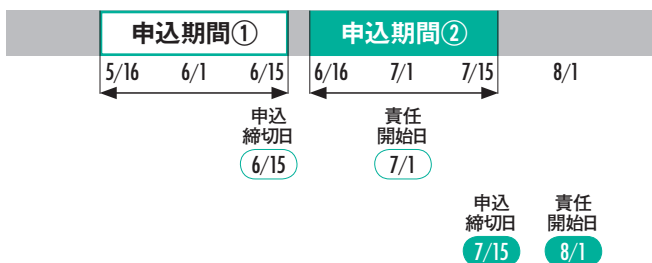
- 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して会社が承諾したときに成立します。会社が承諾した場合は、保険契約者宛に責任開始日を記載した承諾通知を送付します。
- 会社が承諾するためには、下記の書類が必要です。
 - ①申込書（口座振替依頼書を含む）および健康状態の告知書
 - ②特別条件特則を付加する場合は、付加されることに対しての同意書

保険料のお払い込みについて

●承諾から責任開始日までの流れ

- 毎月15日を申込締切日として、その日までに保険契約が成立した場合は、翌月1日の責任開始日から保障が開始します。
- 申込書などに記入・捺印漏れがあったり、会社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、保険契約の成立した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

〈責任開始日までのスケジュール例〉



[申込書等に不備がない場合]

5月16日～6月15日（申込期間①）の間に会社が保険契約申込書などを受理し、かつ、そのお申し込みに対しての承諾をした場合、責任開始日は7月1日となります。

[申込書等に記入・捺印漏れがあり、確認に時間を要する場合]

5月16日～6月15日（申込期間①）までの間に会社が保険契約申込書などを受理したが、保険契約申込書などの記入・捺印漏れや会社で確認に時間を要する場合などがあり、そのお申し込みに対しての承諾をしたのが6月16日～7月15日（申込期間②）となった場合、責任開始日は8月1日となります。（※詳細は別紙「保険契約の流れ」をご確認ください。）

●保険料のお払い込み方法（回数）

- 保険料のお払い込み方法は、月払、年払のうち、いずれか一つをお選びください。

●保険料のお払い込み方法（経路）

- 原則は、口座振替払いとなります。会社が提携している金融機関で、保険契約者の指定した預金口座から保険料を振替いたします。この場合、領収証は発行いたしませんので、通帳記帳でご確認ください。
- 口座振替が猶予期間中の振替日にできなかった場合に限り、例外的な措置として、猶予期間満了日までに、最寄りの金融機関等より会社指定の口座にお振り込みいただくか、会社に保険料を持参してお払い込むことができます。振り込みの際の受領証は、領収証の代わりとなりますので、大切に保管しておいてください。また、会社に保険料を持参した場合、会社は受領した際に所定の領収証を発行いたしますので、大切に保管しておいてください。

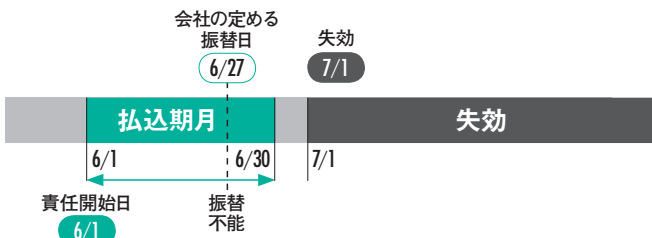
●保険契約者の指定口座の変更について

- 指定口座の変更をされる場合は、すみやかに会社までお申し出ください。
- 指定口座の変更についてお申し出があった場合、会社は所定の事務手続きを経て、新たな指定口座に変更させていただきます。

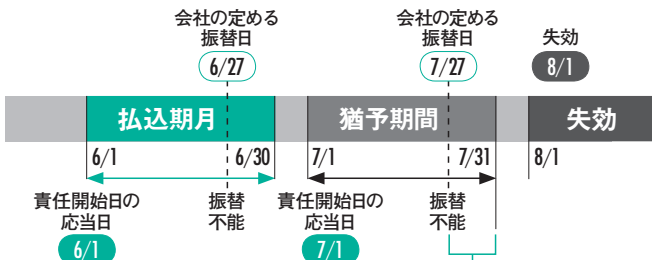
●保険料のお払い込みの猶予期間について

- 保険料の口座振替が行われる前日までに指定口座に保険料振替に必要な残高があるようにしておいてください。
- 第1回保険料については、お払い込みの猶予期間はありません。
- 第2回以後の保険料のお払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 第1回保険料の払込期月に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は払込期月の翌月初日から失効します。
- 第2回以後の保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

＜第1回保険料未払いによる失効の例＞



＜第2回以降の保険料払込の猶予期間と保険料未払による失効の例＞

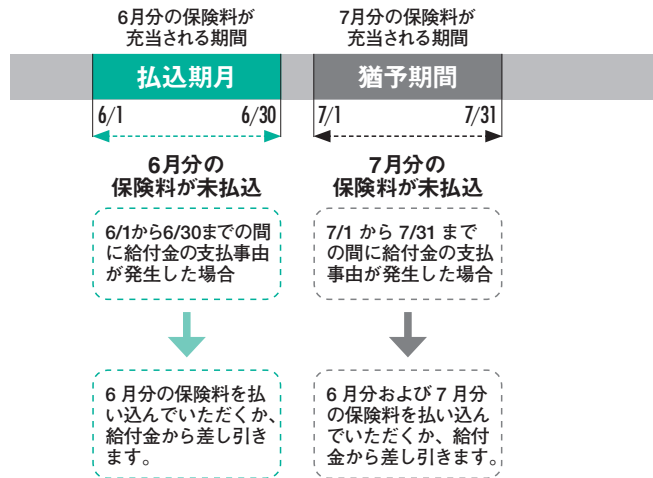


7月27日から7月31日のあいだに限り、送金払いおよび持参払いを認めます。

● 給付金の支払事由が発生した場合の保険料について

- 保険料は、毎回の払込期月の責任開始日の応当日から次の払込期月の責任開始日の応当日の前日までの期間に充当されます。
- 保険料が払い込まれていない場合で、猶予期間までの間に給付金の支払事由が生じたときには、ただちに未払込保険料を会社にお払い込みください。ただし、保険契約者または給付金受取人からのお申し出があれば、給付金から未払込保険料を差し引いて給付金をお支払いすることもできます。

＜猶予期間中に保険料未払いの例＞



給付金について

●お支払いする給付金について

- 給付金は、保険期間中に治療を目的とした入院をした場合、手術をした場合、先進医療を受けた場合にお支払いします。
- お支払いする給付金は、責任開始日以後に発病した病気を原因とする入院または責任開始日以後に生じた不慮の事故によるケガを原因とした入院と、同様の条件のもとでの手術および先進医療に限ります。
- 手術給付金のお支払いの対象となる手術は、「医療保険 普通保険約款 別表2」をご確認ください。
- 先進医療の種類等については、別添「先進医療一覧」をご確認ください。

●給付金をお支払いできないことがある主な場合

- 責任開始日前に生じた病気や不慮の事故を原因とする場合
- 治療を目的としない入院をした場合
- 治療を目的としない手術をした場合
- 医学的な観点から入院の必要性が認められない場合
- 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、給付金の不法取得目的があつて保険契約が無効となった場合
- 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- 医療保険 普通保険約款第4条に記載されている免責事由に該当した場合
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の薬物依存
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故または泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦ 地震、噴火または津波
 - ⑧ 戦争その他の変乱
 - ⑨ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で、い

ずれも他覚所見のないもの。原因の如何を問いません）

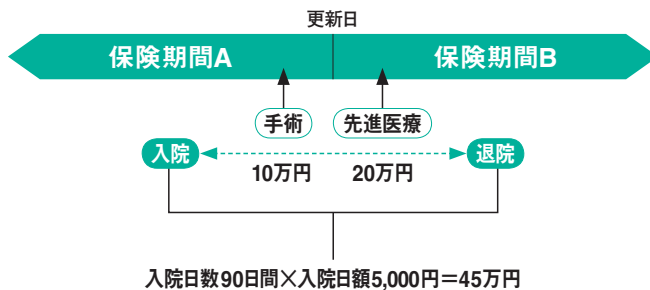
【給付金（入院・手術）をお支払いできる場合、できない場合】

	お支払いできる場合の事例	お支払いできない場合の事例
入院給付金	責任開始日後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合	責任開始日前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、責任開始日後に悪化し入院した場合
手術給付金	責任開始日後に発病した「白内障」の手術を受けた場合	責任開始日前より治療を受けていた「白内障」の手術を、責任開始日後に受けた場合
	「医療保険 普通保険約款 別表2」（本冊子内p49）に記載の所定の手術	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚良性腫瘍の手術 ・骨折したときに骨に埋め込んだ金具（プレート）をしばらくしてから抜く手術（抜釘術） ・創傷処理 ・外傷を縫い合わせる手術 ・扁桃腺の手術 等

●給付金のお支払い限度額の計算方法

- 入院給付金については、入院を開始した日の属する保険期間中に充当して計算されます。
- 手術給付金および先進医療給付金については、手術を受けた日、先進医療による療養を受けた日の属する保険期間中に充当して計算されます。

〈給付金の支払限度額の計算方法(5,000円コースの場合)〉



保険期間Aに充当される給付金額
入院給付金(45万円)+
手術給付金(10万円)=55万円

保険期間Bに充当される給付金額
先進医療給付金(20万円)

●入院給付金のお支払い限度日数について

- お支払い限度日数は、1回の入院につき90日とします。
- 同じ原因で入院を繰り返し、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内の場合には、2回以上の入院であっても1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。

<1回の入院について>

保険期間A

例その1



実際に入院している入院日数は①入院(70日)+②入院(40日)=110日になりますが、①入院の退院から②入院の入院開始までの間が180日間以内なので、1入院とみなすため、支払可能入院日数は1入院支払限度日数の90日となります。

例その2



実際に入院している入院日数は①入院(70日)+②入院(40日)=110日になり、①入院の退院から②入院の入院開始までの間が180日間超なので、①入院と②入院は別入院となるため、支払可能入院日数は110日となります。

●給付金のご請求手続き

- 給付金のご請求は、下記の手順となります。
 - ①給付金の支払事由が発生
 - ②会社の窓口(保険金・給付金請求受付センター)にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。
 - ③書類を準備し、必要事項をすべて記入し、所定の宛先にお送りください。
 - ④お支払いが決定しましたら、会社よりご指定の口座へ給付金をお振り込みします。
- ご請求に必要な書類は、「医療保険 普通保険約款別表1」に記載しています。

●給付金の支払時期

- 給付金は、事実の確認が必要な場合を除き、ご請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします(請求に必要な書類に不備があった場合には、お支払いが遅れることがあります)。給付金を支払うための確認については、会社に提出された請求書類だけでは確認できない場合には、確認事項とその内容に応じた一定の期間を下記のように規定しています。規定した期間を経過して給付金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いいたします。

- ①給付金の支払事由に該当する事実の有無の確認、給付金の支払いの免責事由の確認、告知義務違反の確認、重大事由、詐欺等に該当する可能性の有無の確認等が必要な場合……45日



- ②①の確認をするために、
 - (1) 弁護士法に基づく照会、その他の法令に基づく照会が必要な場合……180日
 - (2) 刑事手続きの結果についての捜査機関への照会が必要な場合……180日
 - (3) 日本国外における調査が必要な場合……180日

●給付金ご請求権の有効期間

- 支払事由が確定したときから3年を経過しますと、給付金のご請求の権利がなくなります。未経過保険料についても、同一の期間となります。

●ご請求内容を確認させていただく場合があります。

- 給付金のご請求があった場合、会社の社員または会社の委託を受けた者がその内容などについて確認させていただくことがあります。

●代理請求について

○給付金受取人である被保険者が、給付金のご請求ができない特別な事情※¹がある場合には、次のいずれかの方（代理請求人）が代わりにご請求できます。

- ①被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の配偶者
- ②上記の配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にしている3親等内の親族

○給付金を代理請求人に支払った場合、その後重複してその給付金のご請求をお受けしてもお支払いいたしません。

※1「特別な事情」

たとえば、病気やケガにより、言葉をしゃべることができない状況や手が不自由で意思表示ができない状態のため、ご請求の手続きができない場合などになります。

●被保険者が死亡した場合のご請求方法

○給付金受取人である被保険者が死亡した場合で、まだ給付金のご請求手続きをされていない場合は、被保険者の法定相続人のうち、下記に定める1人の方が他の法定相続人を代表してご請求できます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②上記の配偶者がいない場合には、法定相続人の協議により定められた方

○給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してその給付金の請求をお受けしてもお支払いいたしません。

●保険料控除について

○保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりません。

●セーフティネットについて

○当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、会社破綻時に同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

●保険期間と更新について

○保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨のお申し出がない場合、あるいは、当社から特段の意思表示のないかぎりには、更新日に満89歳まで更新されます。

●保険契約の解約について

○保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

●解約の際の未経過保険料について

○保険契約が解約となった場合、すでに会社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます）に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を払い戻します。月払の場合、未経過保険料はありません。

●管轄裁判所について

○この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金受取人の住所地を管轄する地方裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

●保険契約者および被保険者の住所や氏名の変更について

- お引越しやご結婚などで住所や氏名の変更をされた場合は、すみやかに会社までお申し出ください。

●苦情のお申し出先および相談窓口について

- ご契約に関する照会・各種お手続きはこちらへ

いきいき世代コールセンター

Tel (通話料無料) 0120-74-8164

(または 03-3235-3049 〈有料〉)

〈受付時間〉午前 9 時～午後 7 時

(日・祝・年末年始等の休業日を除く)

- 苦情のお申し出およびご意見・ご相談はこちらへ

お客様相談窓口

Tel (通話料無料) 0120-19-0703

(または 03-3235-3024 〈有料〉)

〈受付時間〉午前 10 時～午後 6 時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

●指定紛争解決機関について

- 当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SFビル2階

Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755

〈受付時間〉午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>